

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

<b>長野高教組FAXニュース</b>	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール <a href="mailto:naganokokyoso@educas.jp">naganokokyoso@educas.jp</a> HP <a href="http://naganokokyoso.com/">http://naganokokyoso.com/</a> FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2021年8月10日(火) No. 387 (21-04)

# 一時金0.15月引き下げ

## 人事院が2年連続の引き下げ勧告

人事院は8月10日(火)、2021年度の国家公務員の月給およびボーナスに関して国会と内閣に勧告を行いました。2年連続となる引き下げについては、コロナ下で奮闘する公務労働者の願いに沿うものではなく、到底看過できるものではありません。一方で不妊治療休暇の新設や非常勤職員の処遇改善など、この間の私たちの取り組みに応えたことは、一定評価するものです。

### 勧告内容(概略)

#### 民間給与の調査 および 給与改定の内容

**月例給** 官民給与の較差が極めて小さく(△19円、0.00%)、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、**月例給の改定なし**

**ボーナス** (昨年8月から今年7月まで直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数比較)  
民間の支給割合 4.32月 公務の支給月数 4.45月 **0.13月分公務が上**  
民間の支給割合との均衡を図るため引き下げ **4.45月分 → 4.30月分**  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

	6月期	12月期
2021年度 期末手当	1.275 月 (支給済み)	1.125 月 (現行 1.275 月)
勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月 (改定なし)
2022年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

※再任用職員については2021年度12月期0.625月、2022年度以降0.675月に引き下げ

**実施時期** ボーナス：法律の公布日

**その他** 非常勤職員の期末手当・勤勉手当に相当する給与について、7月に非常勤職員の給与に関する指針を改正した経過を踏まえ、早期に改正内容に沿った処遇の改善(=ボーナスに相当する給与の支給)が行われるよう、各府省を指導する。

#### 人事管理に関する報告

##### (1) 男性職員の育児休業取得の促進等(法改正の意見の申出)

- ① 育児休業の取得回数制限を緩和し、原則2回まで(現行：原則1回まで)取得可能とする。この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで(現行：1回まで)取得可能とする。
- ② 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで(現行：産後8週間を経過する日まで)に拡大。

##### (2) 不妊治療のための休暇の新設等

不妊治療のための休暇(原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算、有給)を新設。

##### (3) 非常勤職員の休暇の新設及び育児休業の改善

非常勤職員に対する配偶者出産休暇・育児参加のための休暇(有給)を新設。また、産前・産後休暇を有給化。